

■日本クラブバレーボール連盟表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本クラブバレーボール連盟（以下「連盟」という。）規約第3条の目的達成に向けて功績のあった者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、会長表彰、会長感謝状及び特別表彰の3種類とする。

(会長表彰)

第3条 会長表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。

- (1) 連盟設立以来長年にわたり本連盟の役員の職にあった者で、在職中の功績が顕著な者
- (2) クラブバレーボールの普及・発展に寄与し、その功績が顕著な者及び団体等
- (3) 前2号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者及び団体等

(会長感謝状)

第4条 会長感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。

- (1) 長年にわたり本連盟発展のために貢献し、功績が顕著な者及び団体等
- (2) 篤行者であって、他の模範となる者及び団体等

(特別表彰)

第5条 特別表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。

- (1) 日本協会及び加盟団体等から顕彰受賞後、クラブバレーボールの普及・発展に寄与し、功績が顕著な者及び団体等
- (2) 本連盟の基盤整備に特別の功績があった者及び団体等

(表彰の決定)

第6条 会長表彰、会長感謝状及び特別表彰は、理事会で決定し、表彰状または感謝状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰名簿)

第7条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、被表彰者名簿に記録する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、本連盟設立に関する周年記念式典時に行う。

ただし、必要に応じて随時に行うことができる。

(遺族に対する表彰)

第9条 この規程により表彰を受けるべき者が死亡したときは、表彰状等及び記念品は遺族に贈与する。

(資格の喪失)

第10条 この規程により表彰を受けた者が懲役または禁固以上の刑に処せられた場合は、その資格を失い被表彰者名簿から削除する。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

日本クラブバレーボール連盟被表彰者の選定方法について

- 1、被表彰者の推薦は、日本クラブバレーボール連盟表彰規程に基づき、別添様式により毎年度評議員会開催2ヵ月前までに日本クラブバレーボール連盟事務局あて提出するものとする。
- 2、被表彰候補者の推薦は、本連盟及び各ブロック・各都道府県連盟等からなされるものとする。
ただし、各都道府県連盟からの推薦は、原則として毎年度各1名以内とし、各ブロック連盟で集約・選考の上、推薦されるものとする。被表彰候補者の推薦があったときは、同規程第11条に基づき、被表彰者選定委員会を設置して選定する。
- 3、被表彰者選定委員会は、委員長1名（理事長）、副委員長若干名（副理事長）、委員若干名（総務委員の中から担当者）をもって組織し、会長が委嘱する。
- 4、被表彰者選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5、被表彰者選定委員会の決定事項は、理事会において報告し、審議・決定する。